

2010年5月8日 発行

パークタウン五領第6団地管理組合

第11号管理組合広報

発行責任者	理事長	■
編集責任者	理事	■

管理組合ホームページ <http://www.parktown-goryo6.com/>

管理組合アドレス [mailto: ■](mailto:)

組合員、居住者の皆様へ

パークタウン五領第6団地管理組合 理事会

皆様のご協力のおかげをもちまして、2009年度の管理組合活動が無事終えることができました。改めてご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。
2009年度活動の詳細につきましては、既に配布させて頂きました通常総会議案書に各担当理事及び各委員会から報告させて頂いております。

さて、本号では、通常総会「出席届、議決権行使書、委任状」のご提出期間について、更正登記の完了について、管理委託契約の業務仕様についてなど掲載しております。ただ、一部総会議案書等と重複した記述がございます。この点ご容赦の程お願い申し上げます。

私事で恐縮でございますが、この広報第11号発行をもって、広報事務担当を卒業することとなりました。
管理組合広報として、これで本当に良かったのか甚だ自信がなく、また疑問も多々あるかと存じますが、組合員の皆様にすこしでもお役に立つことができましたならば誠に幸いです。
この一年間、お読みいただき、本当に有り難うございました。

【目次】

1. 総会「出席届」、「議決権行使書」、「委任状」のご提出期間について
2. 総会審議に関するお願い
3. 更正登記の完了について
4. 弁護士事務所との債権回収委託契約について
5. 管理委託契約の業務仕様について
6. 各委員会からのお知らせ
7. 管理事務所カレンダー

1. 総会「出席届」、「議決権行使書」、「委任状」のご提出期間について

既にご案内の通り、5月30日（日）、1時30分より、東松山市民文化センター大会議室にて、2009年度「第20回通常総会」が開催されます。

言うまでもありませんが、総会は管理組合にとりまして最高の意思決定の場でありませす。したがって、お忙しいかとは存じますが、何卒ご出席賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ご出席の場合は、議案書とともにお配りさせて頂いております「出席届」を、またどうしてもご出席できない場合は、これも議案書とともにお配りさせて頂いております「議決権行使書」、または「委任状」のご提出を下記の日時まで、管理事務所ポストにご投函下さいますよう、お願い申し上げます。

また、「出席届」「議決権行使書」「委任状」をもし紛失なされた場合は、管理事務所窓口にてご用意させて頂いておりますので、同窓口にてお受取下さい。議案書につきましても同様でございます。

(記)

「出席届」「議決権行使書」「委任状」のご提出期間

期 間 5月7日(金)～5月20日(木)16時まで
提出場所 管理事務所ポスト

(お願い) 新理事候補の皆様は、議決権行使書を5月14日までに提出をお願いします。

なお、以下に今回の第20回通常総会の議案項目を改めてご案内申し上げます。

(議案)

- 第1号議案 : 2009年度 事業報告
- 第2号議案 : 2009年度 決算報告
: 監査報告 (2009年度 会計・事業監査報告)
- 第3号議案 : 既契約の「管理事務所の保険」満了後の措置について
- 第4号議案 : 遅延損害金の計算の仕方及び定額組合費等の請求権の特定承継人への承継等について
- 第5号議案 : すまい・る債の満期償還、中途換金、利息受取時の会計処理について
- 第6号議案 : 「管理組合同規約第29条」の改正について
- 第7号議案 : 「管理組合同規約第31条」の改正について
- 第8号議案 : 「役員を選任等に関する細則」第4条の改正について
- 第9号議案 : 「ITオペレーティング・チーム」の設置について
- 第10号議案 : 2010年度 事業計画・予算案
- 第11号議案 : 2010年度 役員選出

特記 第10号議案の審議に入る前に、JSさんからマンション適正化法第72条に規定されております重要事項の説明がございます。

2. 総会審議に関するお願い

総会では、お配りさせて頂きました議案書に沿ってご審議を賜ることになりますが、提案におきまして、会議の時間短縮を図るため、一部読み上げを行いません。したがって、事前に議案書をお読み頂き、ご出席賜りますようお願いいたします。

ご賢察賜りまして、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

3. 更正登記の完了について

既に当広報にてご報告しておりますが、更正登記が3月11日に完了しました。改めてご報告申し上げます。

平成15年以来、約7年間の年月を経て、ようやく更正登記が完了したことになります。

組合員の皆様には多大なご協力を賜り、御礼申し上げます。

なお、現在はUR都市再生機構さんと「管理組合としての補償金額」につき確認的な話し合いをしているところです。

4. 弁護士事務所との債権回収委託契約について

平成18年9月に弁護士事務所と管理費等の滞納問題に係る「債権回収委託契約」を締結しておりましたが、その役割を終えたため、期間満了後の契約の継続を行わず終了いたしました。

ここにご報告申し上げます。

5. 管理委託契約の業務仕様について

「給水設備点検業務、清掃業務」、「消防設備点検業務、雑排水管清掃業務・植栽管理業務」の見直しを実施しました。

特に消防設備点検業務の改善の申し入れを行い、修正を図りました。

また、給水設備点検業務中、過剰点検となっている部分は、JSさんの通常の基準に従って縮小をしていただきました。

清掃業務につきましては、時間短縮と仕様変更を検討し、「質を下げずに業務の内容をさらに充実させ、しかも契約料金を低減していただく」こととしました。

6. 各委員会からのお知らせ

4月の長期修繕計画委員会、規約整備委員会、及びIT委員会は自主学習となっております。

り、会議の開催はありませんでした。

新年度の各委員会の委員公募に関しましては、6月または7月発行予定の当広報にて実施されます。その後、各委員会は新年度に入ることとなります。

公募につきましては、皆様何卒ご応募下さいますようお願いいたします。

7. 管理事務所カレンダー

平成22年 5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

平成22年 6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

原則として平日は9時～17時。

日付に下線のある金曜日については13時～17時。

四角囲いの土曜日は、9時～12時の営業。網かけ日は、休業となります。